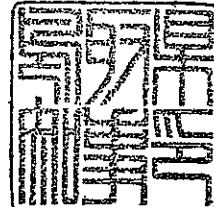


第200700120098号
平成19年10月31日

厚生労働大臣様

鳥取県知事



がん診療連携拠点病院の指定に係る推薦について（通知）

このことについて、がん診療連携拠点病院の整備に関する指針（平成18年2月1日付健発第0201004号）に基づき、推薦意見書及びその他関係書類を添付の上、下記の医療機関を推薦します。

記

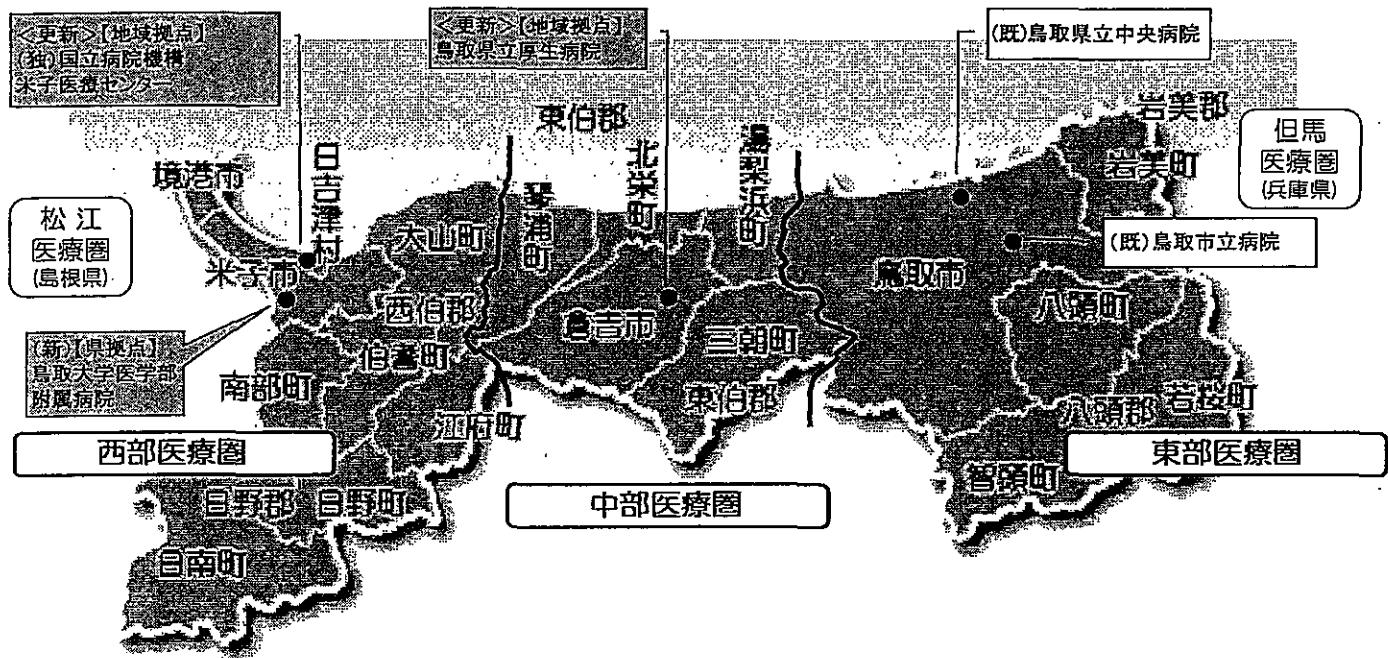
1 都道府県がん診療連携拠点病院
国立大学法人鳥取大学医学部附属病院（新規指定）

2 地域がん診療連携拠点病院
鳥取県立厚生病院（指定更新）
独立行政法人国立病院機構米子医療センター（指定更新）

担当 _____
医療政策課 谷本
電話：0857-26-7172
ファクシミリ：0857-21-3048
電子メール：tanimotom@pref.tottori.jp

鳥取県 2次医療圏の概要

1 圖域図



※(既)=既指定病院、(新)<更新>=今回推薦病院

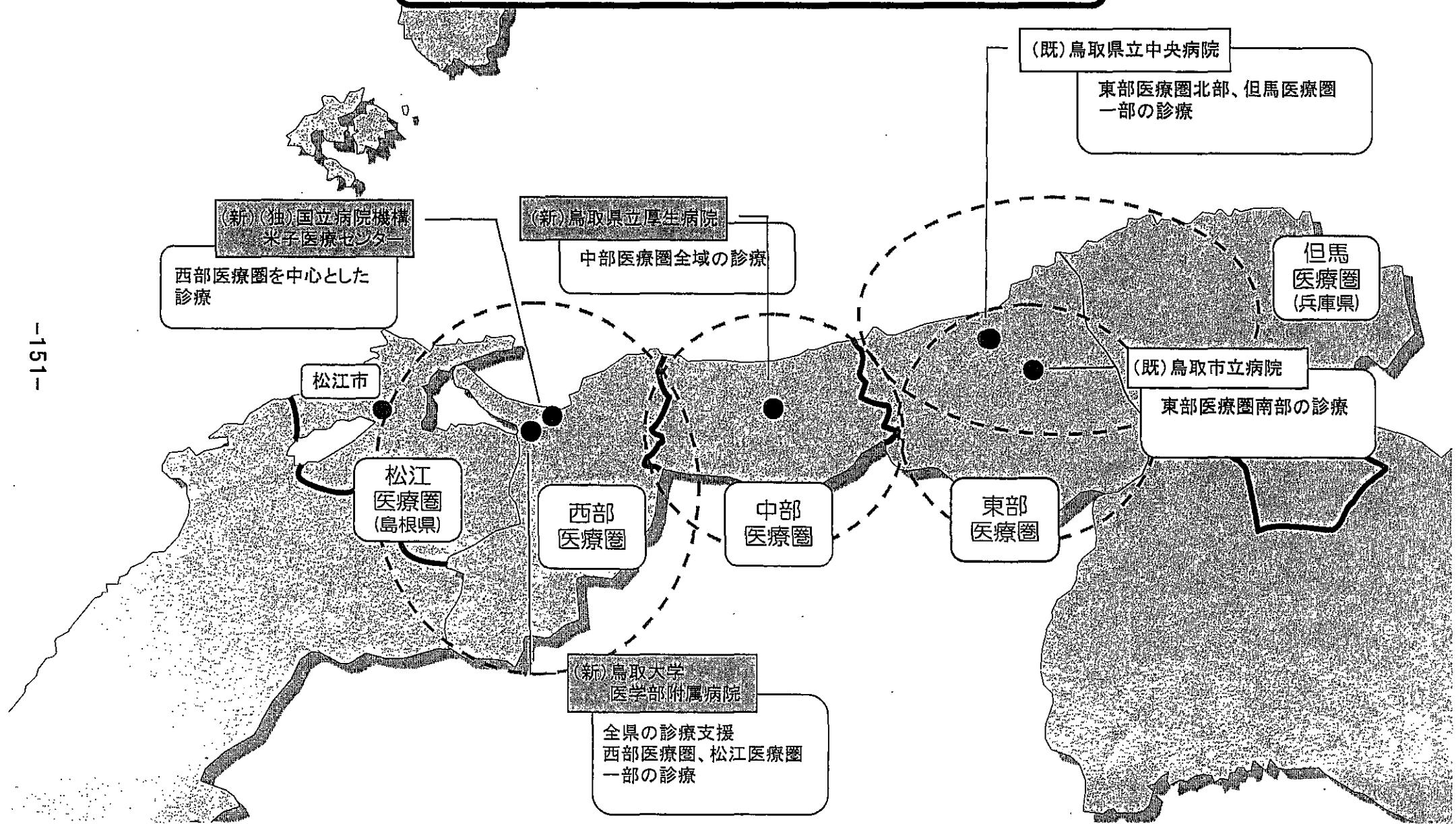
2 概要

(平成19年9月1日現在)

医療圏名	面積 (km ²)	人口 (人)	人口割合	人口密度 (人/km ²)	病院数	がん診療連携拠点病院		
						既指定 病院数	今回推薦 病院数	計
東部	1,518.67	244,915	40.8%	161.3	14	2		2
中部	780.60	111,098	18.5%	142.3	11	1	1	1
西部	1,232.11	244,022	40.7%	198.1	21	1	(1)2	(1)2
計	3,531.38	600,035	100.0%	169.9	46	4	(1)3	(1)5

※()は県拠点病院で再掲

鳥取県におけるがん診療体制



推 薦 意 見 書

現在、鳥取県においては3医療圏に地域がん診療連携拠点病院4病院が指定を受け、鳥取大学医学部附属病院等とともに、鳥取県全域（人口60万人）に加え、東に隣接する兵庫県新温泉町・香美町（人口3万9千人）、西に隣接する島根県安来市及び松江市のうち旧美保関町（人口5万人）の住民に対するがん医療を提供しています。

今回、県がん診療連携拠点病院に推薦する鳥取大学医学部附属病院は、がん専門学会認定医・専門医のための学会認定施設になっており、当県のみならず隣接地域で活躍するがん専門医の育成を担っています。鳥取大学医学部附属病院が県がん診療連携拠点に指定され、がん専門医育成の拠点としての位置付けが明確となることにより、同病院から各地域がん診療連携拠点病院へのがん専門医の配置が促進され、各地域におけるがん医療の高度化及び専門化が図られることが期待されます。

現在、鳥取大学医学部附属病院を中心にして、地域がん診療連携拠点病院を始めとする医療機関との連携により、がんに関する地域連携クリティカルパスを作成予定です。鳥取大学医学部附属病院が県がん診療連携拠点に指定されることにより、地域における手術・放射線治療及び化学療法などの集学的治療を行う医療機関と術後の定期検査を行う医療機関及び緩和ケアを行う医療機関の連携・分担が進展し、患者に適切ながん医療を効率的に提供することが期待されます。

当県における医療機関においては、県内3医療圏に加え、隣接する島根県及び兵庫県の医療圏を対象にがん医療を提供している実態があり、人口集積及び連携を図るべき医療機関の所在地の分布に配慮した医療提供体制を維持する必要があります。このため、鳥取大学医学部附属病院が県がん診療連携拠点病院に指定されるとともに、県内の各圏域の実情及び隣県の医療圏のがん医療の状況を十分に踏まえた上で、これまでと同様に、全県で4病院が地域がん診療連携拠点病院に指定されることが必要です。

加えて、当県では、1970年代から地域がん登録に取り組んでおり、精度の指標となるDCNは2004年で26.1パーセントと、高い精度を示しています。今回推薦3病院を含む5拠点病院では、院内がん登録を実施しており、拠点病院として院内がん登録の更なる充実を図ることによって、当県の地域がん登録が一層漏れの少ない正確なものとなることが期待されます。

県がん診療連携拠点病院として新規に推薦する鳥取大学医学部附属病院、地域がん診療連携拠点病院として継続して推薦する鳥取県立厚生病院及び（独）国立病院機構米子医療センター、昨年度地域がん診療連携拠点病院として指定を受けた鳥取県立中央病院及び鳥取市立病院は、いずれも、国の定める診療体制、研修体制などすべての必須要件を満たすことはもちろん、5拠点病院すべてが放射線治療に対応できる病院です。それに加え、院内がん登録をもとに5大がんに関する5年生存率をホームページに公表するなどがん診療に前向きに取り組んでいます。いずれの病院も指定から欠けては、当県はもちろん、隣接県の地域住民のがん診療に大きな支障を及ぼすと心配されることから、今回新規に県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院の指定を受けることがふさわしいと考えています。

※ DCN 地域がん登録で把握された罹患数のうち、医療機関からのがんの届出がなく死亡情報で初めて登録された者の割合。この値が低いほど地域がん登録の精度が高いことになる。

第1 当県におけるがん診療連携拠点病院の整備について

当県のがん診療連携拠点病院の現況及び今後の整備方針は、次のとおりです。

なお、今回推薦する3病院については、鳥取県がん診療連携拠点病院推薦検討委員会を設置し検討した結果、いずれもがん診療連携拠点病院として国に推薦することが適当であるとの結論をいただいている。

※鳥取県がん診療連携拠点病院推薦検討委員会

県が推薦病院を決定するに当たり、専門的見地から助言を行う機関。(社)鳥取県
医師会長ほか県内医療保健団体関係者11名により構成

1 都道府県がん診療連携拠点病院

(1) 現在の指定状況

現在指定病院なし

(2) 整備方針

県全域のがん診療の中核的機能を担う病院として、1か所を整備することとし、鳥取大学医学部附属病院を今回推薦します。

2 地域がん診療連携拠点病院

(1) 現在の指定状況

ア 東部医療圏 鳥取県立中央病院（平成19年1月31日指定）

鳥取市立病院（平成19年1月31日指定）

イ 中部医療圏 鳥取県立厚生病院（平成15年12月16日指定・今回指定更新）

ウ 西部医療圏 (獨) 国立病院機構 米子医療センター（平成17年1月17日指定・今回指定更新）

(2) 整備方針

当県は、二次医療圏として、3圏域（東部・中部・西部）を設定しています。

このうち、東部医療圏については、昨年度、鳥取県立中央病院が兵庫県但馬医療圏住民のがん医療を担っていること、鳥取県立中央病院と鳥取市立病院では診療している患者の居住地の範囲が異なること、及び病院間の機能分担等の観点から、当該医療圏における中核的機能を担う2病院を指定していただきました。

中部・西部医療圏については、次の「第2 がん診療連携拠点病院の推薦理由」により、現行拠点病院を引き続き指定いただきたく、今回推薦します。

この結果、当県においては各医療圏のがん診療の中核的機能を担う病院として、東部医療圏2か所、中部・西部医療圏各1か所の地域がん診療連携拠点病院が整備されることになります。

第2 がん診療連携拠点病院の推薦理由

1 都道府県がん診療連携拠点病院

【鳥取大学医学部附属病院】

鳥取大学医学部附属病院は、県内唯一の大学病院として、昭和26年3月の開設以来、県民に対する高度医療を担う医療機関としてその役割を果たしており、平成6年10月には特定機能病院の名称承認を得るなど、その専門性は顕著です。

がん診療に関しても、新入院患者数に占めるがん患者の割合が27.2%（3,073人）、年間手術数（全身麻酔）に占める悪性腫瘍手術の割合が43.6%（1,401件）と高いほか、集学的治療としての化学療法（外来を含む。）及び放射線治療の施行実績も多く、その件数も年々増加しています。

また、平成19年5月には、緩和ケア外来（いたみ緩和ケア科）を開設するなど、がんに対する総合的な診療体制を構築しているほか、県内各地域がん診療連携拠点病院との連携体制も十分であり、診療体制・医療施設・設備、研修体制及び情報提供体制のいずれの面においても、県内トップレベルにあります。

国の定める都道府県がん診療連携拠点病院の必須要件に関しても全てを満たしており、さらに、特筆すべき点として、次のような機能を有する鳥取県全体及び隣接医療圏のがん診療の拠点となっています。

① がんセンターの設置

同病院は、平成19年に専任センター長を配した「がんセンター」を設置し、PET-CT及び先端画像診断装置によるがんの診断及び外科手術・化学療法・放射線療法によるがんの集学的治療の機能の更なる充実を図ったところです。また、同センターが主体となって、がん患者の治療方針を決定するための合同カンファレンスを定期的に開催することにより、診療科間のがん診療連携を推進しています。

また、同センターは内部組織として、がん薬物療法専門医によるがん化学療法を実施する「外来化学療法室」及び地域医療機関との連携の下に緩和ケアを含む在宅医療を実施する「がん総合在宅医療室」を設け、通院・在宅での治療に力を入れています。また、「院内がん登録・情報管理室」を設け、院内がん登録を実施するとともに、がん治療成績等の情報公開に対応するほか、「臨床検体保存室」を設け、分子標的治療を始めとする先端医療及び臨床研究の体制整備を図っています。

② がん医療に携わる医療従事者の育成

同病院は、日本臨床腫瘍学会認定研修施設、日本放射線腫瘍学会認定放射線治療施設及び日本薬剤師会認定がん専門薬剤師研修施設を始め、多くのがん関連学会の認定施設となっています。

このように、質の高いがん医療を提供し、学会認定医・専門医及びコメディカルスタッフを育成する全県的な拠点としての役割を果たしています。

このことに加えて、鳥取大学は平成19年度から5年間、文部科学省の財政支援を得て、島根大学及び広島大学と共同で「がんプロフェッショナル養成プラン」を実施しています。

3大学は本プランの中で、がん医療に関わる人材育成のために、①医療技術の相互の向上を図る人材交流、②e-learning及びTVカンファレンスによるリアルタイムな情報交換、③コメディカル講習会による教育機会の提供を行うことにより、がん医療に携わる人材の育成機能を強化しています。

③ 地域がん診療連携拠点病院等への技術支援機能

同病院は地域がん診療連携拠点病院等の地域医療機関に対する技術的支援として、特に

- ・手術指導のための医師派遣
- ・放射線治療に際しての助言等を行う専門医の派遣
- ・病理診断のための医師派遣
- ・学内外の講師による教育セミナーを開催し、地域病院の医療従事者への研修の場を提供などを通じて県内のがん医療の均てん化に努めています。

④ 島根県東部（松江医療圏）の患者に対するがん医療の提供

同病院が所在している米子市は、島根県境に接する鳥取県西部地域に位置しており、同病院は島根県松江医療圏のうち安来市及び松江市のうち旧美保町を中心とする地域住民に対して、従来からがん医療の提供を行っています。このため、同病院の入院患者のうち18パーセントが島根県在住の患者となっています。

のことから、島根県で現在策定中の「島根県保健医療計画」においても、「専門的ながん診療を担う医療機関」として、鳥取大学医学部附属病院が位置づけられる予定です。

以上のことより、鳥取大学医学部附属病院を都道府県がん診療連携拠点病院に指定していただきたいと推薦します。

2 地域がん診療連携拠点病院

（1）西部医療圏

【（独）国立病院機構米子医療センター】

（独）国立病院機構米子医療センター（以下、「米子医療センター」という。）は昭和21年に発足した、西部医療圏における中核病院であり、昭和58年、腎臓移植施設に県内唯一登録されるなど、本県における専門的な医療推進の先駆的役割を担っています。

平成17年1月、地域がん診療拠点病院に指定され、外科手術はもとより、自施設による放射線治療、専用室による外来化学療法などの集学的治療の実施、血液内科の設置など、西部医療圏におけるがん診療の拠点としての役割を担っているところであります。主要がんを始め、泌尿器がん、食道がんなどに対応する幅広い診療体制を構築しています。

同病院は、国の定める地域がん診療連携拠点病院の必須要件に関しても全て満たしていることに加え、次のような特色を有していますので、引き続き地域がん診療連携拠点病院として指定いただきたいと推薦します。

① 放射線治療

西部医療圏においては、がんの放射線治療に対応している病院は、鳥取大学医学部附属病院及び米子医療センターの2病院のみです。

鳥取大学医学部附属病院が、その症例数の多さから、自院の入院患者を中心とした放射線治療を中心に実施している一方で、米子医療センターは、自院入院患者はもとより、地域の医療機関で放射線治療が必要な患者を受け入れて治療を行うという機能を有しています。

米子医療センターでは、地域の医療機関に入院している患者及び在宅の患者が、通院により放射線治療を受けており、医療圏において、欠くことの出来ない放射線治療施設としての役割を担っています。

② 緩和医療

米子医療センターは、緩和医療の提供に早くから取り組み、鳥取大学医学部附属病院及び地域の医療機関で手術などの積極的治療を施した患者を米子医療センターで受け入れ、緩和医療を提供しています。

米子医療センターで受け入れ、緩和医療を提供している患者で、在宅による緩和医療を希望する患者に対しては、患者が居住する地域の医療機関と連携して、患者の希望に沿うよう在家緩和医療を提供するとともに、当該患者の症状が急変した時には、再び米子医療センターに入院できるよう病床を準備しています。

③ 地域の医療機関との連携

米子医療センターは、地域のかかりつけ医等に対する緩和医療に関する研修を早くから実施しており、研修を受講した地域のかかりつけ医の緩和医療レベルの向上に寄与しているほか、米子医療センターの患者を、地域の在宅療養支援診療所へ紹介するなどの、緩和医療面における連携にも積極的に取り組んでいます。

地域の医療機関へ患者を紹介する際には、当該医療機関に対して個別に緩和ケア治療の指導を行うなど、在宅での治療を希望する患者の期待に応えるべく、最大限の努力を行っており、このことが地域の医療機関との信頼関係の構築にも寄与しています。

また、訪問看護ステーションの看護師及び調剤薬局の薬剤師を対象に、在宅で行う高カロリー輸液などの点滴の手技、院内での麻薬の調剤実習などの研修を実施しており、研修参加者にとって貴重な実習の場を提供することにより、緩和医療に携わるコメディカルスタッフの技術向上に寄与しています。

④ 相談支援機能

米子医療センターの「がん相談支援センター」には、月に30人を超える新規患者が相談に訪れています。相談者の7割が他院を受診中の患者であり、米子医療センターの受診歴のない患者が多いことから、その相談支援機能の高さが認知されているといえます。

また、がんで自ら闘病中の患者が、がん相談支援センター相談員の1人としてボランティアの立場で参加するなど、後述の患者サロンとも相まって、地域のがん患者の抱り所的な機能を有しており、その患者の視点に立った相談体制は、圏域の相談支援センターのモデルといえるものです。

⑤ 患者サロン等

米子医療センターは、県下で最初に患者サロンを設置し、患者及び遺族の情報交換の場を提供しています。患者サロンでは、患者に対する医療情報の提供など、西部医療圏での患者会活動を積極的に支援しています。

また、自らもがん患者である相談支援センター相談員が、患者サロンの運営に携わっていることに加え、患者向け図書室、患者が自由に閲覧可能なインターネット環境を整備するなど、長期にわたってがん治療を続ける患者に配慮し、きめ細かな支援を行っています。

⑥ 県拠点病院との役割分担

都道府県がん診療連携拠点病院に推薦している鳥取大学医学部附属病院は、全県を見据えた積極的な集学的治療と、各種がん専門医を中心とする鳥取県全体でがん医療に携わる人材を育成する機能、地域がん診療連携拠点病院等に対する支援機能に特化しています。

一方、米子医療センターは、地域に密着した診療機能・相談支援機能を有し、放射線治療や緩和医療などを含めたきめ細かいがん医療を提供しています。

今後とも、機能の集中化を図るよりも、2病院の役割分担を明確にして、それぞれの機能

を十分に発揮できるよう、ハード及びソフトの両面からがん診療連携拠点病院を整備することが、西部医療圏でのより充実したがん診療体制の向上につながるものと期待されます。

(2) 中部圏域

【鳥取県立厚生病院】

鳥取県立厚生病院は、昭和38年に発足した中部医療圏唯一の公立病院であり、平成11年5月には災害拠点病院に指定されるなど、現在に至るまで、各種政策医療を提供する地域の基幹病院としての役割を担っています。

がん医療においては、中部医療圏における中核的な病院として、平成15年12月に地域がん診療拠点病院に指定されました。

同病院は、放射線治療装置を有していることから、集学的治療の実施が可能であるほか、近隣の緩和ケア病棟を有する病院との連携による緩和ケアの提供、医療関係者向けの講習会の開催など拠点病院としての役割を担っているところです。

また、中部医療圏においては、血液がん、皮膚がんなど一部の特殊ながんを除き、主要ながんについては、同病院が提供する医療をもって完結させることができますから、地域がん診療連携拠点病院として、引き続きがん診療機能の発揮が必要です。

同病院は、国の定める地域がん診療連携拠点病院の必須要件に関しても全て満たしていることに加え、次のような特色を有していますので、引き続き地域がん診療連携拠点病院として指定いただきたく推薦します。

① 放射線治療

県立厚生病院は、中部医療圏で唯一放射線治療装置を有する病院です。このため、肺がんに対する化学療法と放射線療法の併用及び乳がんに対する手術と放射線療法の併用など多くの集学的治療を院内で実施可能です。また、同病院の患者のみならず、地域の医療機関で手術などの治療を行った患者に対して、地域の医療機関からの紹介を受けて放射線治療を行っている例も多く、放射線治療に関するがん診療連携の役割を担っています。

② 緩和医療

平成15年に院内に「緩和ケア専門部会」を発足させ、WHO方式に則った「疼痛緩和ガイドライン」を策定するとともに、院内で緩和ケアチームを組織して、チーム医療による緩和医療への取組を開始しています。現在では、医師、薬剤師、管理栄養士、医療ソーシャルワーカー及び看護師から構成される緩和ケアチームにより、主治医、病棟看護師からの相談に応じるとともに、緩和ケアチーム自らが主治医と共同で診療に当たっています。

鳥取県立厚生病院は、緩和ケア病床を有していないが、近隣の緩和ケア病棟を有する病院と契約し、お互いの緩和ケアチームの回診及びカンファレンスに同行して、その技術を高めるとともに、定期的に両病院合同研修会を開催して、地域の医療従事者等が緩和医療の実際を学ぶ場を提供するなど、地域の緩和ケア向上に努めています。

③ 地域の医療機関の医師への研修機能

毎週定期的に画像診断カンファレンスを開催するとともに、院内外の医師が疑問に思った症例の画像を持ち寄り、同院の放射線診断専門医が解説を加えながら議論するなど、地域の医療機関が行う画像診断を支援しています。さらに、胸部手術症例については、術前の画像診断と手術結果を主治医及び術者から報告するカンファレンスを院内外の医師が出席して行うなど、地域の医療機関の診断能力向上に貢献しています。

④ 地域の医療機関との連携

地域の診療所から紹介を受け、同院で手術を行った患者について、化学療法、転移の有無を中心とした術後のフォロー及び疼痛、浮腫などの合併症への対応を複数の医療機関で分担し、定期的な放射線診断は同院が受け持つといった共同診療計画を作成しています。また、これらの経験を積み重ねる中で、地域連携クリティカルパスの作成にも取り組んでいます。

⑤ 相談支援機能

本年5月に竣工した外来棟に専用相談室を設け、より相談者のプライバシーに配慮した相談体制をハード面において構築するとともに、ソフト面においては、相談支援センターの相談員として経験豊富な看護師を雇用し、その経験を生かした相談が行える体制を整備するなど、その機能を充実させています。

⑥ 患者会の支援

平成11年から、中部地区乳がん患者会、外科医師及び看護師との定期相談会を行っているほか、現在施工中の病院改修工事に併せ、患者サロンの整備も計画しています。

推薦意見書（追加資料）

鳥取県

1 都道府県がん対策推進計画に記載される事項（予定を含む）

（1）鳥取県のがん医療提供体制

全体像

本県は、がんによる死亡は昭和57年以降死因の第1位であり、平成18年のがん死亡は、全死亡の28.9%を占め、県民の生命や生活の質を脅かす重大な問題となっています。

このようながんによる死者を減少させるために、本県においても、がん対策基本法の基本理念に基づき、がん対策の総合的かつ計画的に推進を図り、「がん患者を含めた県民ががんを知り、がんと向き合い、がんに負うことのない社会」の実現を目指したいと考えています。

このため、鳥取県がん対策推進計画においては、がんによる死者の減少（75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少）、すべてのがん患者及び家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を全体目標として、施策を展開していきます。がん医療に関する計画の方向性としては、放射線療法・化学療法の充実、治療初期段階からの緩和ケアの実施、地域連携クリティカルパスを活用した医療機関の連携体制づくりなどに重点的に取り組むこととしており、がん診療連携拠点病院は、以下に記載するような役割を担うこととしています。

がん診療連携拠点病院の整備方針

- 都道府県がん診療連携拠点病院は、県全域のがん診療の中核的機能を担う病院として、1か所を整備します。
- 地域がん診療連携拠点病院は、県内3つの二次医療圏のがん診療の中核的機能を担う病院として、各二次医療圏に概ね1か所程度を整備します。東部医療圏については、当面2か所を整備するが、現在各二次医療圏の病院の機能の分化について「持続可能な医療提供体制のあり方検討会」を設置し、議論しているところであり、次回の地域がん診療連携拠点病院の更新においては、両病院を推薦するかどうか機能分化の議論を踏まえて検討します。
- がん診療連携拠点病院の整備は、県内3つの二次医療圏に加え、隣接している島根県及び兵庫県の医療圏を対象にがん医療を提供している実態を考慮します。

がん診療連携拠点病院間の役割分担・連携方策等

ア 都道府県がん診療連携拠点病院と地域がん診療連携拠点病院の連携

○ 鳥取県がん診療連携協議会

都道府県がん診療連携拠点病院（鳥取大学附属病院）において、「鳥取県がん診療連携協議会」を設置し、県レベルでのがん診療連携体制の構築を図ります。（平成19年度は鳥取県が設置。平成20年度からは鳥取大学附属病院が設置することとしている。）

○ 人材育成

鳥取大学附属病院において、学会認定医などのがん診療を担当する専門的な人材を育成します。

鳥取大学附属病院は、育成した専門的な人材を地域がん診療連携拠点病院に短期的に出張させ、診療支援に当たります。

将来的には、地域がん診療連携拠点病院においては、鳥取大学附属病院のサポートを受けながら、専門的な人材の配置を進めていくこととしています。

○ 地域連携クリティカルパス

鳥取大学附属病院は、県内で使用するためのモデルとして、がんに関する地域連携クリティカルパスを作成し、地域拠点病院に示す。また、同病院は、すでにがんに関する地域連携クリティカルパスを作成・運用している病院・地域の医師を招聘して、地域拠点病院担当者の研修機会を提供します。

地域がん診療連携拠点病院においては、各医療圏において地域連携クリティカルパスを作成します。

イ 各地域がん診療連携拠点病院間の連携

○ 各拠点病院が対応する範囲は、以下のとおりとします。

県立中央病院 … 東部医療圏北部、但馬医療圏一部の診療

鳥取市立病院 … 東部医療圏南部の診療

県立厚生病院 … 中部医療圏全域の診療

米子医療センター … 西部医療圏を中心とした診療

○ 二次医療圏がん診療連携協議会

- ・ 地域がん診療連携拠点病院において、二次医療圏レベルでのがん診療連携体制を構築するため、「二次医療圏がん診療連携協議会」を設置します。
- ・ 協議会において議論し、二次医療圏内での医療機器の共同利用を推進します。

○ 圏域内で対応できない特殊ながん

- ・ 血液がん、皮膚がんなどについては、中部医療圏内に対応できる病院がありません。このため、東部医療圏の拠点である県立中央病院は、これらのがんについて、中部医療圏の医療機関と連携し、適切な患者紹介を行うこととします。

整備方針の決定過程

①検討会の設置

県が推薦病院を決定するに当たり、専門的見地から助言を行う機関として、鳥取県がん診療連携拠点病院推薦検討委員会（以下「委員会」という。）を設置。

委員会は、（社）鳥取県医師会長ほか県内医療保健団体関係者11名により構成。（名簿、設置要綱は資料1）

②病院関係者からのヒアリング

推薦病院を決定するにあたり、国の定める要件及び③に示す県独自要件について、候補病院からその充足状況に関するデータの提出を求めた上で、委員会の中で病院がプレゼンテーションを実施し、直接意見聴取を行いました。

③国の指定要件以外の項目

候補病院について、国の必須要件だけでは絞り込めないことと、候補病院のがん診療の実力を客観的に評価する必要があるため、委員会において協議し、診療体制、研修体制、情報提供体制、治療実績等に関し、県独自の要件を設けました。（詳細は資

料2)

これら独自要件は、必ずしも全てを充足することを求めていませんが、その充足状況を選考の材料としました。特に、がんに関する手術、放射線治療、化学療法及びその併用の別の年間診療実績、我が国に多いがんの5年生存率、我が国に多いがんの死亡率（院内死亡率＋手術死亡率）についても提出を求めております。

④次回見直し時期

平成22年度に見直し予定。

(2) 都道府県がん対策推進計画におけるがん診療連携拠点病院の役割

ア がん医療

(1) 放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成

○ キャンサーボードの設置

放射線療法及び化学療法の推進は、鳥取県がん対策推進計画の重点事項です。

その方策として、拠点病院においては、がん症例について、手術療法、放射線療法、化学療法のそれぞれの専門の医師が議論して、適切な診療方針を決定する場である「キャンサーボード」の設置を進めます。（組織の名称は各病院によって異なっていてもよい）

【現状】県拠点1病院、地域拠点1病院（県立厚生病院）が設置済み。

【目標】平成20年度中に全ての拠点病院に設置します。

○ 外来化学療法の推進

【現状】全ての拠点病院において、外来化学療法室を設置しています。

【目標】今後、患者数の増加に応じて外来化学療法室の病床数を増やします。

○ 放射線治療専門医、腫瘍内科医の育成

【現状】鳥取大学附属病院において、文部科学省の制度である「がんプロフェッショナル養成プラン」を活用しつつ、放射線治療専門医、腫瘍内科医を育成していますが、これら関係学会が認定する資格取得のための経験を積むことができる施設が県内では限られていることから、短期間で多数育成することは困難な現状にあります。

【目標】鳥取大学附属病院は、引き続きこれら専門医を育成するとともに、専門医を地域拠点病院に短期間出張させ、診療支援・指導に当たります。これにより、地域拠点病院は医師等の技術向上を図り、放射線治療や化学療法に関し必要な医療水準を確保します。また、将来的には、地域がん診療連携拠点病院において、専門的な人材の配置を進めていくこととします。

(2) 治療の初期段階から緩和ケアを提供できる体制の推進

○ 緩和ケアチームの設置

【現状】各拠点病院に緩和ケアチームが設置されていますが、診療報酬上の緩和ケアチーム加算基準を取得している病院は、県拠点1病院。

【目標】平成21年度までに全ての拠点病院で診療報酬基準を取得するか、それと同等程度の編成による緩和ケアチームを設置します。

※ 常勤精神科医がいない拠点病院にあっては、非常勤ないし他院との連携で対応する場合を含む。

○ 緩和ケアチームの活動

【現状】緩和ケアチームに対する診療依頼に基づき介入する件数は、拠点病院により異なるが、1か月あたり1～5件程度

【目標】平成21年度までに、全ての拠点病院において介入件数を年間50例以上とします。

○ 緩和ケア外来の設置

【現状】県拠点1病院において設置済み。（鳥取大学附属病院「いたみ・緩和ケア科」）地域拠点病院は未設置。

【目標】平成21年度までに全ての拠点病院で、緩和ケア外来を設置します。

○ 緩和ケア研修の実施

【現状】緩和ケアに関するフォーラム、シンポジウムなど、拠点病院が主催ないし共催して医療従事者・県民対象に実施されているが、さらなる強化が必要。

【目標】平成20年度中に、拠点病院の医師等の協力を得て、以下の研修を実施します。（いずれも予算要求中）

① 緩和ケア基本教育研修

- ・ 対象者 開業医や病院でがん医療に携わる医師 各医療圏200名
- ・ 内容 がん医療の初期段階から適切な緩和ケアが提供される体制づくりを推進するため、緩和ケア総論、がん疼痛マネジメント、精神的痛みへの緩和ケアなどをテーマとした研修を行う。
- ・ 講師 「緩和ケア基本教育指導者」として本年度国立がんセンターでの研修を受けた拠点病院（鳥取大学附属病院、鳥取市立病院）の医師等

② 緩和ケア担当医実地研修

- ・ 対象者 拠点病院等の緩和ケアチームで緩和ケアを担当する医師 24名
- ・ 内容 がん治療早期からの緩和ケアに関する県拠点病院（鳥取大学附属病院）での実地研修、及び、終末期の緩和ケアに関する緩和ケア病棟を有する病院での実地研修を行う。

③ 緩和ケア実践指導者研修

- ・ 対象者 今後県内の緩和ケアの実践、普及の中核として育成すべき人材 医師3名
- ・ 内容 県外先進医療機関への派遣研修により、緩和ケアに関する専門的知識や技術を習得する。
※ 派遣先は、聖路加国際病院、淀川キリスト教病院などを想定。

④ 緩和ケアフォーラム

- ・ 対象者 県民300～400名
- ・ 内容 緩和ケアの考え方や医療用麻薬等の知識を普及させ、適切な緩和ケアの受診を推進するもの
- ・ 講師 「緩和ケア基本教育指導者」として本年度国立がんセンターでの研修を受けた拠点病院（鳥取大学附属病院、鳥取市立病院）の医師等

イ 医療機関の連携体制づくり

○ 二次医療圏診療連携協議会の設置・運営

【現状】二次医療圏内のがん診療連携について定期的に協議する場が設置されていない。

【目標】平成20年度中に、がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金を活用して、地域拠点病院が主体となって各二次医療圏ごとの協議会を設置する。

○ がんに関する地域連携クリティカルパス

【現状】がんに関する地域連携クリティカルパスは県内で作成されていない

【目標】下記の手順により、平成20年度末までに主要ながんに関する地域連携クリティカルパスを二次医療圏ごとに作成する。

- ・ 鳥取大学附属病院は、主要ながんに関する院内クリティカルパスを作成する。また、これを踏まえて、県内で利用する地域連携クリティカルパスのモデルを地域がん診療連携拠点病院に提示する。
- ・ 各医療圏において、地域拠点病院が主体となって平成20年度中に地域連携パス整備のためのワーキンググループを設置する。
- ・ 鳥取大学附属病院は、がんに関する地域連携クリティカルパスをすでに作成、運用している病院・地域の医師を招聘しての研修会を開催する。
- ・ 平成20年度末までに、すべての地域がん診療連携拠点病院において、主要ながんに関する地域連携クリティカルパスを作成する。

ウ がん医療に関する相談支援及び情報提供体制の充実

○ 相談支援センターの充実・強化

【現状】すべての拠点病院に相談支援センターが設置されている。相談件数は、1か月あたり、数件～30件と幅がある。また、「相談者に占める院外からの相談者の率」は、7%～64%と幅がある。

【目標】相談支援センターの相談件数を増加させる。また、院外からの相談者の率を増加させる。

また、相談員の資質向上のため、国立がんセンターがん対策情報センターの相談員研修の受講を進めるとともに、各相談支援センターの連携による相談案件事例の共有化を図る。

その他、二次医療圏診療連携協議会において相談支援センターの活用方法について協議する。

○ 患者会の支援

【現状】地域拠点2病院（国立病院機構米子医療センター、県立厚生病院）において「患者サロン」を設置し、がん患者会の会場を提供している。

【目標】平成20年度中に、すべての拠点病院において、がん患者が集えるスペースを提供する。また、拠点病院は、患者会が開催する会員学習会の講師として、医師等を派遣する。

エ 院内がん登録・地域がん登録

【現状】すべての拠点病院を含む15病院で院内がん登録を実施している。

【目標】院内がん登録を実施する医療機関を増やす。このために、拠点病院による一般病院に対するがん登録に関する技術支援を実施する。

さらに、院内がん登録情報を県がん診療連携拠点病院で集約し、集計結果を各医療機関へフィードバックする仕組みを構築する。

2 その他

(1) がん診療連携拠点病院（更新対象）の実績の評価

今回更新をお願いする2病院（県立厚生病院、国立病院機構米子医療センター）の拠点病院としての実績については、両病院とも大都市部の拠点病院と比較すると規模が小さく、全体として診療件数が少ないことは事実ですが、がん医療の提供、医療機関の連携、がんに関する相談支援・情報提供体制のいずれにおいても、二次医療圏を代表する地域がん診療拠点病院としての役割を全体的に果たしてきていると考えます。しかしながら、それぞれ下記のような課題があると認識しており、それに対して両病院において改善に向け努力するほか、県としても改善方策を講ずることとしております。

ア 県立厚生病院

○相談支援センターの相談件数

- ・院外からの相談が少ない現状にあります。

〔相談件数 22例 うち厚生病院以外の患者等からの相談件数 5例 (23%)
※ 2か月間〕

○緩和ケアチームの診療実績

- ・緩和ケアチームの活動件数については更なる向上が必要です。

(緩和ケアチーム活動件数 (2か月間) 2件)

○連携体制の構築、地域の医療従事者の研修

- ・拠点病院実施の医療従事者研修は、院内医療従事者に偏り、地域の医療従事者への研修が不十分。

〔病院が主催する研修への参加者数 142名 うち院外の参加者 10名 (7%)
※ 平成18～19年度実績〕

イ 国立病院機構米子医療センター

○緩和ケアチームの診療実績

- ・緩和ケアチームの活動件数については更なる向上が必要です。

(緩和ケアチーム活動件数 (2か月間) 5件)

(2) 改善方策

鳥取県では、国の「がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金」を活用し、資料3のとおり平成20年度がん対策強化事業を展開すべく予算要求中です。この中で、がん診療連携拠点病院が主体となって二次医療圏のがん診療機能の強化と連携に向けた体制の構築を図ることとしています。上記(1)に対する改善方策としては、下記のとおり予定しています。

○相談支援センターへの対応

- ・県において、ホームページにおける「がん情報コーナー」の開設、一般向けパンフレットの作成等により相談支援センターの存在をPRするとともに、情報提供体制の拡充を図ります。

○緩和ケアチームへの対応

- ・緩和ケアチームに属する医師、コメディカルについて、研修へ積極的に派遣し、職員の資質向上を図ります。

○連携体制の構築、地域の医療従事者の研修への対応

- ・がん拠点病院と主な地域病院との地域連携を図るため、二次医療圏毎に二次医療圏診療連携協議会を設置し、地域連携クリティカルパスの整備、医療従事者向け研修事業などを実施します。

